

二 事業主側

名称

象樂社

経営者

松本豊一

資本金

約十萬円

事業

象樂新聞発行並諸新聞販賣

企業系統

ナシ

使用労働者

三十二名

三 労働者側

争議参加者

全員

労働組合関係

目下ナシ (但シ全従業員八相互會ナル親睦団体組織ス)

四 發生ノ時

昭和五年十月二十三日

五 發生ノ原因

都新聞カ本月十六日ヨリ日曜夕刊ヲ発行スル事トナリシ事ニ  
配達夫ハ本月二十日口頭ニテ給料増額ヲ嘆願シタルニ豊多村

支配人ハ毎月一円ヲ支給スル旨答ヘタルニ従業員ハ之ヲ不満  
ナリトシ要求ヲ提出スルニ至リシモノナリ

六 要求事項並交渉状況

従業員ハ二十三日夕刊配達後対策協議ノ上今日午後十時三十  
分決断 西口ノ兩名ヲ代表トシ別記(一)(二)ノ如ク要求書ヲ提  
出シ二十四日午前二時迄ニ回答セラレ度キ旨ヲ付言セリ

七 回答状況

事業主側ニテハ支配人ヨリ社長不在ノ為メ指定期日ニ回答ヲ  
シ難キニ誠意ヲ以テ解決スヘキニ付平常通り従業員セラレ度キ  
旨ヲ回答セリ

八 労働者側

従業員ハ要求貫徹セカレハ就業セスト称シ二十四日朝刊配達  
時ヨリ罷業シ一同本所豆腐町三丁目本賃宿子代瀬旅館ニ引揚  
ケタリ